官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔府令・省令〕
○農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・農林水産一）　一
〔その他告示〕
○史跡に地域を追加して指定する件（文部科学一八）　一〇
○特別史跡に指定する件（同一九）　一四
○史跡に指定する件（同二〇）　一五
○特別史跡に地域を追加して指定する件（同二一）　一六
○名勝に指定する件（同二二）　一七
○名勝に地域を追加して指定する件（同二三）　一八
○天然記念物に指定する件（同二四）　一八
○記念物を登録記念物に登録する件（同二五）　一八
○文化的景観を重要文化的景観に選定する件（同二六）　一九
○重要文化的景観に地域を追加して選定する件（同二七）　一九

〔官庁報告〕
登録生存講習機関の登録に関する公示（国土交通省）　二〇
登録消火講習機関の登録に関する公示（同）　二三
〔公　告〕
諸事項
官庁
押収物還付関係　二三
裁判所
破産、免責、再生関係　二四
特殊法人等
税理士登録者関係　二五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　二五
会社その他
会社決算公告　二六

府令・省令

○内閣府農林水産省令第一号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第三十五条第一項（同法第九十五条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第八十条第三項の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和八年二月十七日

内閣総理大臣　高市　早苗
農林水産大臣　鈴木　憲和